

令和4年度栃木県議会 第391回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和5年度栃木県一般会計予算	5
第2号議案	令和5年度栃木県公債管理特別会計予算	27
第3号議案	令和5年度栃木県営林事業特別会計予算	31
第4号議案	令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	35
第5号議案	令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	38
第6号議案	令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	42
第7号議案	令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	46
第8号議案	令和5年度栃木県国民健康保険特別会計予算	49
第9号議案	令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	53
第10号議案	令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	56
第11号議案	令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算	60
第12号議案	令和5年度栃木県電気事業会計予算	65
第13号議案	令和5年度栃木県水道事業会計予算	69
第14号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算	75

第15号議案	令和5年度栃木県用地造成事業会計予算	80
第16号議案	令和5年度栃木県施設管理事業会計予算	84
第17号議案	栃木県カーボンニュートラル実現条例の制定について	89
第18号議案	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例の制定について	95
第19号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	96
第20号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	100
第21号議案	栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について	104
第22号議案	栃木県立自然公園条例の一部改正について	107
第23号議案	栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正について	120
第24号議案	栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正について	122
第25号議案	栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	123
第26号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について	125
第27号議案	学校職員定数条例の一部改正について	127
第28号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	128
第29号議案	非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	129
第30号議案	栃木県立美術館条例等の一部改正について	130
第31号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	133

第32号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	137
第33号議案	栃木県県南高等看護専門学院条例の廃止について……………	138
第34号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	139
第35号議案	宇都宮市及び日光市の境界変更について……………	140
第36号議案	指定管理者の指定について（栃木県立みかも自然の家）……………	141
第37号議案	指定管理者の指定について（栃木県総合運動公園北・中央エリア及びとちぎスポーツ医科学センター）……………	142
第38号議案	県道路線の変更について……………	143
第39号議案	包括外部監査契約の締結について……………	144
第40号議案	一級河川の指定の変更に関する意見について……………	145
第41号議案	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画の認可について……………	146

第1号議案

令和5年度栃木県一般会計予算

令和5年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ978,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	264,000,000
	1 県 民 税	87,478,000
	2 事 業 税	64,078,000
	3 地 方 消 費 税	44,286,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,071,000
	5 県 た ば こ 税	2,421,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,343,000
	7 軽 油 引 取 税	21,479,000
	8 自 動 車 税	36,756,000
	9 鉦 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	21,000
	11 旧 法 に よ る 税	60,000

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		105,728,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	105,728,000
3 地 方 讓 与 税		39,497,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	36,300,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,600,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	97,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,400,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,400,000
5 地 方 交 付 税		144,500,000
	1 地 方 交 付 税	144,500,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,998,301

	1 負 担 金	3,998,301
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,161,053
	1 使 用 料	6,972,454
	2 手 数 料	3,188,599
9 国 庫 支 出 金		124,484,049
	1 国 庫 負 担 金	45,040,512
	2 国 庫 補 助 金	78,276,677
	3 委 託 金	1,166,860
10 財 産 収 入		1,449,447
	1 財 産 運 用 収 入	695,505
	2 財 産 売 払 収 入	753,942
11 寄 附 金		74,455
	1 寄 附 金	74,455
12 繰 入 金		24,948,009
	1 特 別 会 計 繰 入 金	140,242
	2 基 金 繰 入 金	24,807,767

款	項	金 額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		186,159,686
	1 延滞金、加算金及び過料等	249,858
	2 県預金利子	13
	3 貸付金元利収入	167,443,236
	4 受託事業収入	968,749
	5 収益事業収入	11,709,590
	6 利子割精算金収入	50
	7 雑収入	5,788,190
15 県債		70,600,000
	1 県債	70,600,000
歳入	合 計	978,600,000

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,493,712
	1 議 会 費	1,493,712
2 総 務 費		41,691,448
	1 総 務 管 理 費	22,002,696
	2 企 画 費	5,304,431
	3 徴 税 費	9,376,512
	4 市 町 村 振 興 費	2,223,783
	5 選 挙 費	767,532
	6 防 災 費	1,295,806
	7 統 計 調 査 費	399,930
	8 人 事 委 員 会 費	144,171
	9 監 査 委 員 費	176,587
3 民 生 費		113,623,329

款	項	金 額
	1 社 会 福 祉 費	66,849,941
	2 児 童 福 祉 費	40,512,154
	3 生 活 保 護 費	3,813,940
	4 災 害 救 助 費	18,782
	5 県 民 生 活 費	2,428,512
4 衛 生 費		93,387,123
	1 公 衆 衛 生 費	47,517,251
	2 環 境 衛 生 費	2,589,029
	3 保 健 所 費	2,120,208
	4 医 薬 費	34,024,090
	5 病 院 費	4,318,237
	6 環 境 対 策 費	2,818,308
5 労 働 費		1,921,498
	1 労 政 費	331,568
	2 職 業 訓 練 費	1,378,157

	3 失 業 対 策 費	103,449
	4 労 働 委 員 会 費	108,324
6 農 林 水 産 業 費		38,027,464
	1 農 業 費	10,872,438
	2 畜 産 業 費	3,787,356
	3 農 地 費	10,911,456
	4 林 業 費	11,670,782
	5 水 産 業 費	738,197
	6 自 然 保 護 費	47,235
7 商 工 費		172,637,363
	1 商 工 費	171,156,864
	2 観 光 費	1,480,499
8 土 木 費		84,320,084
	1 土 木 管 理 費	4,378,516
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,693,527
	3 河 川 費	27,886,202

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	7,684,633
	5 住 宅 費	2,677,206
9 警 察 費		44,504,950
	1 警 察 管 理 費	43,095,337
	2 警 察 活 動 費	1,409,613
10 教 育 費		179,581,933
	1 教 育 総 務 費	24,482,583
	2 小 学 校 費	59,854,633
	3 中 学 校 費	35,434,239
	4 高 等 学 校 費	37,847,221
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,317,921
	6 社 会 教 育 費	1,500,268
	7 保 健 体 育 費	5,145,068
11 災 害 復 旧 費		2,554,064
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	203,431

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,633
12 公 債 費		96,855,882
	1 公 債 費	96,855,882
13 諸 支 出 金		107,501,150
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	43,321,000
	2 利 子 割 交 付 金	75,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	53,215,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,646,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	38,000
	7 利 子 割 精 算 金	150
	8 配 当 割 交 付 金	1,804,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,630,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	972,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	4,800,000
14 予 備 費		500,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	500,000
歲 出	合 計	978,600,000

第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県南高等看護専門学院本館等解体工事費	305,893	令和5年度	214,126
				令和6年度	91,767
		宇都宮南警察署独身寮解体工事費	156,937	令和5年度	78,469
				令和6年度	78,468
		とちぎ健康の森本館空気調和設備等改修費	3,013,543	令和5年度	29,409
				令和6年度	1,477,363
	令和7年度			1,506,771	
	子ども総合科学館本館屋根・防水等改修費	2,067,958	令和5年度	827,184	
			令和6年度	1,240,774	
	2 企画費	「文化と知」の創造拠点整備構想策定事業費	51,700	令和5年度	31,000
令和6年度				20,700	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども総合科学館大規模改修費	3,181,082	令和5年度	760,941
				令和6年度	1,360,477

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和7年度	1,059,664
4 衛生費	6 環境対策費	県央産業技術専門校 省エネ設備整備費	118,822	令和5年度	59,411
				令和6年度	59,411
		子ども総合科学館 省エネ設備整備費	128,551	令和5年度	38,566
				令和6年度	89,985
8 土木費	1 土木管理費	子ども総合科学館 特定天井落下防止改修費	404,465	令和5年度	161,787
				令和6年度	242,678
10 教育費	4 高等学校費	足利高校外構工事費	568,943	令和5年度	398,260
				令和6年度	170,683
	7 保健体育費	栃木県体育館解体費	790,972	令和5年度	474,583
				令和6年度	316,389

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 照 明 L E D 化 改 修 事 業	令和5年度から令和15年度まで	950,000
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和6年度	13,234
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 (令 和 5 年 度 発 行 分)	令和5年度から令和15年度まで	共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額110,000,000千円から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
水 と 緑 の 南 摩 の 里 整 備 事 業	令和5年度から令和6年度まで	1,300,000
森 林 路 網 整 備 事 業	令和6年度	15,000
県 単 治 山 事 業	令和6年度	30,000
自 然 公 園 等 施 設 整 備 事 業 (県 単)	令和6年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償 (令 和 5 年 度 融 資 保 証 分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額から一般社団法人全国信用保証協会連合会が行う経営安定関連保証等損失補償を除いた額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）に相当する額（ただし、伴走支援型特別融資に限る。）
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額

栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和6年度から令和7年度まで	73,678
農業近代化資金利子補給	令和6年度から令和28年度まで	642,429
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和6年度から令和23年度まで	50,000
奨励品種選定基本調査委託事業	令和6年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和6年度から令和30年度まで	4,347
養豚特別支援資金利子補給	令和6年度から令和20年度まで	1,474
水利施設整備事業	令和6年度から令和7年度まで	760,000

事 項	期 間	限 度 額
(部 屋 南 部 地 区 排 水 機 場 更 新 工 事)		
水 利 施 設 整 備 事 業 (部 屋 南 部 地 区 排 水 ポ ン プ 製 作 据 付 工 事)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	271,000
水 利 施 設 整 備 事 業 (那 須 野 原 地 区 深 山 ダ ム 監 視 制 御 装 置 更 新 工 事)	令 和 6 年 度	91,000
県 営 住 宅 整 備 事 業	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	2,105,000
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 北 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 まで	513,900
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 南 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 まで	521,200
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 央 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 11 年 度 まで	468,500
道 路 保 全 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	3,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	6,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	11,400,000
河 川 受 託 事 業	令 和 6 年 度	110,000
河 川 受 託 事 業	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	80,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	3,850,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	2,000,000

安全な川づくり事業（補助）	令和6年度から令和9年度まで	4,300,000
ダム施設保全事業（補助）	令和6年度	332,000
砂防施設づくり事業（補助）	令和6年度	1,600,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度	1,450,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度から令和7年度まで	3,000,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度から令和8年度まで	1,800,000
道路保全事業（県単）	令和6年度	1,979,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和6年度	600,000
河川砂防保全事業（県単）	令和6年度	264,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和6年度	460,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和6年度	60,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和6年度	10,000
盛土規制法基礎調査事業	令和6年度	39,000
とちぎ学力向上推進事業費	令和6年度	28,607
共通基盤システム移行事業	令和6年度	201,419

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	5,080,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	44,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	977,000	同	上	上
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	12,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,760,000	同	上	上
林 道 事 業 費	58,000	同	上	上
治 山 事 業 費	830,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	31,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	164,000	同	上	上
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	246,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助道路事業費	10,059,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助河川改良費	8,381,000	同	上	上
国庫補助砂防費	967,000	同	上	上
国庫補助街路事業費	1,690,000	同	上	上
公園緑地整備費	184,000	同	上	上
県営住宅建設事業費	935,000	同	上	上
県有建築物耐震化推進事業費	121,000	同	上	上
直轄道路事業負担金	1,958,000	同	上	上
直轄河川事業負担金	1,736,000	同	上	上
直轄砂防事業負担金	1,075,000	同	上	上
地方道路等整備事業費	9,856,000	同	上	上
河川等整備事業費	3,697,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業費	1,263,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
警察施設整備費	304,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	933,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	5,621,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	567,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧費	60,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	11,000,000	同上	同上	同上
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	25,000	普通貸借	1.0%以内	償還年限5年以内とし、定期又は割賦の方法により償還する。
計	70,600,000			

第2号議案

令和5年度栃木県公債管理特別会計予算

令和5年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,088,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,627,920
	1 一般会計繰入金	4,294,520
	2 基金繰入金	3,333,400
2 県債		37,461,000
	1 県債	37,461,000
歳入合計		45,088,920

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		45,088,920
	1 公 債 費	45,088,920
歳 出 合 計		45,088,920

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	37,461,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

令和5年度栃木県営林事業特別会計予算

令和5年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ370,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		24,971
	1 国庫補助金	24,971
3 財産収入		94,354
	1 財産売払収入	94,354
4 繰入金		214,066
	1 一般会計繰入金	214,066
5 繰越金		23,448
	1 繰越金	23,448
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金 額
	2 雜 入	1,993
歲 入	合 計	370,460

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		184,846
	1 県 営 林 事 業 費	184,846
2 公 債 費		185,314
	1 公 債 費	185,314
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		370,460

第4号議案

令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		72,820
	1 繰入金	150
	2 繰越金	69,850
	3 貸付金収入	2,820
2 業務勘定		1,490
	1 繰入金	727
	2 繰越金	1
	3 預金利子	100
	4 雑入	662
歳入	合計	74,310

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		72,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	72,820
2 業 務 勘 定		1,490
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,390
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		74,310

第5号議案

令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,756,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,846,010
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,846,010
2 県 債		910,320
	1 県 債	910,320
歳 入	合 計	2,756,330

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		910,320
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	910,320
2 公 債 費		1,846,010
	1 公 債 費	1,846,010
歳 出 合 計		2,756,330

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	684,328	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	182,328	同	上	同
栃木県立岡本台病院貸付金	43,664	同	上	同
計	910,320			

第6号議案

令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		149,412
	1 繰越金	149,412
3 諸収入		228,338
	1 貸付金収入	211,907
	2 預金利子	11
	3 雑入	16,420
歳入合計		377,750

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		377,750
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	377,750
歳 出 合 計		377,750

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	26,658
父子福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等 専門学校又は専修学校就学期間 中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年 以内	
生活資金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭等となり生活が安 定するまでの間又は失業してい る期間中離職の日から1年を超 えない範囲内の期間	

第7号議案

令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		25,713
	1 共 済 掛 金 収 入	25,713
2 国 庫 支 出 金		53,520
	1 国 庫 補 助 金	53,520
3 繰 入 金		55,935
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,935
4 繰 越 金		41
	1 繰 越 金	41
5 諸 収 入		166,801
	1 年 金 給 付 金 収 入	166,800
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	302,010

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		302,010
	1 心身障害者扶養共済事業費	302,010
歳 出 合 計		302,010

第8号議案

令和5年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和5年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,607,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		48,787,224
	1 負 担 金	48,787,224
2 国 庫 支 出 金		46,087,661
	1 国 庫 負 担 金	33,274,750
	2 国 庫 補 助 金	12,812,911
3 財 産 収 入		158
	1 財 産 運 用 収 入	158
4 繰 入 金		12,355,921
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,855,921
	2 基 金 繰 入 金	1,500,000
6 諸 収 入		61,376,796
	1 雑 入	61,376,796

款	項	金額
歲	入 合 計	168,607,760

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		168,607,760
	1 国民健康保険事業費	168,607,760
歳 出	合 計	168,607,760

第9号議案

令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,230千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6
	1 負 担 金	6
2 繰 越 金		517,022
	1 繰 越 金	517,022
3 諸 収 入		12,202
	1 貸 付 金 元 利 収 入	12,000
	2 預 金 利 子	200
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		529,230

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		17,784
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	17,784
2 公 債 費		511,446
	1 公 債 費	511,446
歳 出	合 計	529,230

第10号議案

令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 繰越金	537
2 農業改良資金業務勘定		1,043
	1 繰入金	646
	2 繰越金	188
	3 預金利子	1
	4 雑入	208
3 就農支援資金貸付勘定		59,949
	2 繰越金	26,182
	3 貸付金収入	33,767
4 就農支援資金業務勘定		871
	1 繰入金	869

款	項	金 額
	3 預 金 利 子	1
	4 雜 入	1
歲 入	合 計	62,400

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 国庫補助金納付金	357
	2 繰 出 金	180
2 農業改良資金業務勘定		1,043
	1 管理指導事務費	623
	2 予 備 費	420
3 就農支援資金貸付勘定		59,949
	2 公 債 費	39,966
	3 繰 出 金	19,983
4 就農支援資金業務勘定		871
	1 管理指導事務費	551
	2 予 備 費	320
歳 出	合 計	62,400

第11号議案

令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 流域関連市町数	10市町
2 年間総処理水量	56,813,000m ³
3 一日平均処理水量	155,652m ³
4 主要な建設改良事業	
処理場建設事業	事業費 1,987,352千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	9,779,000千円
第1項 営業収益	5,431,607千円

第2項 営業外収益 4,347,392千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 9,796,000千円

第1項 営業費用 9,625,558千円

第2項 営業外費用 163,441千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額917,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,591千円、過年度分損益勘定留保資金511,934千円及び当年度分損益勘定留保資金356,475千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,987,000千円

第1項 企業債 598,700千円

第2項 負担金 600,776千円

第3項 受託事業収入 69,168千円

第4項 国庫補助金 1,718,356千円

支 出

第1款 資本的支出	3,904,000千円
第1項 建設改良費	2,988,727千円
第2項 固定資産購入費	5,911千円
第3項 企業債償還金	902,362千円
第4項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鬼怒川上流流域下水道管理費（中央処理区）	令和6年度から令和8年度まで	4,000,000千円
令和5年度鬼怒川上流流域下水道建設費（上流処理区）	令和6年度から令和7年度まで	1,110,000千円
令和5年度巴波川流域下水道建設費	令和6年度	276,000千円
令和5年度北那須流域下水道建設費	令和6年度	207,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	598,700千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

178,347千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、955,143千円である。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第12号議案

令和5年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量		180,813,000キロワット時
2	主要な建設改良事業		
	風見発電所建設事業	事業費	811,790千円
	深山発電所建設事業	事業費	893,241千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	電気事業収益		2,395,000千円
第1項	営業収益		2,238,569千円
第2項	財務収益		1,808千円

第3項 事業外収益 154,621千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 2,621,000千円

第1項 営業費用 2,542,970千円

第2項 財務費用 2,914千円

第3項 事業外費用 73,116千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,026,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,955千円、地域振興積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,809,045千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 710,000千円

第1項 企業債 700,000千円

第2項 工事負担金 9,057千円

第3項 長期貸付金償還金 600千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑 収 入	342千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,736,000千円
第1項 建 設 改 良 費	2,031,819千円
第2項 企 業 債 償 還 金	662,169千円
第3項 投 資	12千円
第4項 繰 出 金	40,000千円
第5項 予 備 費	2,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
風見発電所全面改修事業	700,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

429,394千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第13号議案

令和5年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,860,448m ³
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	209,877千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	173,570千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		2,041,000千円
	第1項 営業収益		1,989,342千円
	第2項 営業外収益		51,656千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 1,934,000千円

第1項 営業費用 1,872,371千円

第2項 営業外費用 59,629千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,105千円、減債積立金82,902千円、建設改良積立金110,000千円及び過年度分損益勘定留保資金361,993千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 9,000千円

第1項 国庫補助金 8,822千円

第2項 受託工事受入金 1千円

第3項 雑収入 177千円

支 出

第1款 資本的支出 600,000千円

第1項 建設改良費	389,086千円
第2項 企業債償還金	82,902千円
第3項 他会計長期貸付金	20,000千円
第4項 投資	100,012千円
第5項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 440,931	令和5年度	千円 76,871
				令和6年度	115,306
				令和7年度	248,754
		No. 2排水処理池 汚泥掻寄機駆動装置 等更新工事	23,972	令和5年度	9,589
				令和6年度	14,383
		上水1系薬品沈殿池 フロキュレータ 更新工事	49,669	令和5年度	19,867
令和6年度	29,802				

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		(2系)薬品沈殿池 コントロール センター盤更新工事	千円 158,147	令和5年度	千円 22,000
				令和6年度	110,330
				令和7年度	25,817
		(2系)薬品沈殿池 フロキュレータ用 電動機更新工事	6,468	令和5年度	550
				令和6年度	3,124
				令和7年度	2,794
		浄水場直流電源装置 更新工事	37,466	令和5年度	18,733
				令和6年度	18,733
		取水場電動弁 更新工事	22,763	令和5年度	9,106
				令和6年度	13,657

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
薬品注入設備撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	2,227千円

事 項	期 間	限 度 額
№. 2排水処理池汚泥掻寄機 駆動装置等撤去工事	令和6年度	504千円
上水1系薬品沈殿池フロキュ レータ撤去工事	令和6年度	2,132千円
(2系)薬品沈殿池コント ロールセンター盤撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	1,496千円
(2系)薬品沈殿池フロキュ レータ用電動機撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	561千円
浄水場直流電源装置撤去工事	令和6年度	3,042千円
取水場電動弁撤去工事	令和6年度	618千円
取水場・浄水場予備発電 設備点検修繕工事	令和6年度	83,428千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

210,140千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第14号議案

令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		8,972,856 ³
2	主要な建設改良事業		
	鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	91,345千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	工業用水道事業	収益	682,000千円
第1項	営業	収益	541,774千円
第2項	営業外	収益	140,225千円
第3項	特別	利益	1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	645,000千円
第1項 営業費用	632,017千円
第2項 営業外費用	11,983千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,670千円、建設改良積立金90,000千円及び過年度分損益勘定留保資金86,330千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 国庫補助金	872千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	127千円

支 出

第1款 資本的支出	186,000千円
第1項 建設改良費	91,345千円
第2項 長期借入金償還金	90,655千円

第3項 予 備 費

4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 100,332	令和5年度	千円 17,991
				令和6年度	26,987
				令和7年度	55,354
		No. 2排水処理池 汚泥掻寄機駆動装置 等更新工事	33,103	令和5年度	13,241
				令和6年度	19,862
		浄水場直流電源装置 更新工事	8,225	令和5年度	4,112
				令和6年度	4,113
		取水場電動弁 更新工事	40,120	令和5年度	16,048
				令和6年度	24,072

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
薬品注入設備撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	644千円
N o. 2排水処理池汚泥掻寄機 駆動装置等撤去工事	令和6年度	696千円
浄水場直流電源装置撤去工事	令和6年度	668千円
取水場電動弁撤去工事	令和6年度	1,089千円
取水場・浄水場予備発電 設備点検修繕工事	令和6年度	40,171千円
1 - 1工水薬品沈澱池 汚泥掻寄機等点検修繕工事	令和6年度	34,331千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

64,561千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第15号議案

令和5年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	99,089㎡
2	土地造成	事業費	671,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	用地造成事業収益	1,971,000千円
第1項	営業収益	1,969,803千円
第2項	営業外収益	1,195千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	1,937,000千円
第1項 営業費用	1,909,148千円
第2項 営業外費用	17,851千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,947,000千円は、過年度分損益勘定留保資金632,722千円及び当年度分損益勘定留保資金1,314,278千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	733,000千円
第1項 企業債	352,000千円
第2項 基金収益	9千円
第3項 負担金	370,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	590千円

支 出

第1款 資本的支出	2,680,000千円
第1項 建設改良費	779,991千円
第2項 基金積立金	9千円
第3項 企業債償還金	1,895,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	352,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

97,651千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	壬生町中泉地区	200,000 m ²

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

令和5年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	経営総合管理事業収益	289,000千円
第1項	営業外収益	289,000千円
第2款	ゴルフ場事業収益	34,000千円
第1項	営業収益	21,388千円
第2項	営業外収益	12,612千円

第3款 賃貸ビル事業収益	198,000千円
第1項 営業収益	197,473千円
第2項 営業外収益	527千円

支 出

第1款 経営総合管理事業費用	289,000千円
第1項 営業費用	268,119千円
第2項 営業外費用	20,881千円
第2款 ゴルフ場事業費用	29,000千円
第1項 営業費用	28,593千円
第2項 営業外費用	407千円
第3款 賃貸ビル事業費用	159,000千円
第1項 営業費用	149,893千円
第2項 営業外費用	9,107千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額10,780千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額30,000千円（ゴルフ場事業）及び51,780千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,870千円及び過年度分損益勘定留保資金77,910千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	ゴルフ場事業資本的収入	23,000千円
第1項	他会計長期借入金	20,000千円
第2項	他会計繰入金	2,300千円
第3項	雑収入	700千円
第2款	賃貸ビル事業資本的収入	11,000千円
第1項	修繕預り金収入	10,780千円
第2項	雑収入	220千円
支 出		
第1款	ゴルフ場事業資本的支出	53,000千円
第1項	建設改良費	41,470千円
第2項	長期借入金償還金	11,530千円
第2款	賃貸ビル事業資本的支出	52,000千円
第1項	建設改良費	1,100千円
第2項	企業債償還金	20,000千円
第3項	長期借入金償還金	30,900千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本町合同ビルE S C O事業	令和6年度から令和21年度まで	529,050千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職 員 給 与 費 205,773千円
- 2 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 ゴルフ場事業に関するクラブハウスリニューアル工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富 一